

できれば、こういうものは、事務方でできるものは事務方を呼んでください。

○階委員 はい、わかりました。

これが、実は、資料の二ページ目をごらんになつていただけると、これは、三十一年度、今回の予算のは含まれていませんけれども、色がついている部分ですね、グレーになつている部分。この水戸地方検察庁とか水戸法務総合庁舎、これに係るものが今回、何と一年間で二十一億だというふうに伺つております。

私がちよつとおかしいなと思うのは、平成二十六年以降、過去五年間、そして、今回さらに一年間、この復興特別会計の施設整備事業というのは、水戸の法務局関係だけに、水戸の法務総合庁舎関係、地方検察庁関係だけに使われている。

これは、建てかえるのはやればよいとは思いますが、復旧の特別会計というのは、もつと、それこそ被災者の生活再建支援、あるいは、生業の復旧復興の支援、こうしたことに使うべきであつて、こうしたものは通常の予算の中で堂々とやるべきだと思ひます。

余りにもこれは極端過ぎて、ちよつと復興予算の使い方としてはいかがなものかと思ひますが、大臣の見解をお伺ひします。

○葉梨委員長 これ、茨城県も被災県なんです。水戸の法務総合庁舎、全壊したんですよ、地震で。(階委員「いやいや、ちよつと待つてください」と呼ぶ)

山下法務大臣。(階委員「委員長、それは関係

ないでしよう、今のは」と呼ぶ)

○山下国務大臣 お答えいたします。

この旧水戸法務総合庁舎は、もともと本館、第一別館、第二別館の三棟であつたところ、いずれも東日本大震災により、壁や天井の落下のほか、コンクリートの崩壊による鉄筋の露出、鉄骨の破壊が生じるなど、庁舎機能が大きく損なわれたことから、改修工事では対応し切れず、庁舎新営の必要が生じたものでございます。

そして、法務省においては、東日本大震災によつて多数の施設が被害を受けました。その中で、緊急性が高く、工事の準備が整い、既定予算の範囲内で対応ができる案件については、例えば、平成二十三年度当初予算を用いて復旧工事を行うなどして対応し、予算措置を受けなければ対応できない案件については、緊急性の程度や工事規模などを勘案しつゝ、平成二十三年度の第一次補正予算及び第三次補正予算等において、順次予算措置を受けて対応したところでございます。

この水戸の法務総合庁舎におきましては、そういった事情を踏まえて、東日本大震災復興特別会計において予算措置を受けた上で、平成二十四年度から設計、二十六年から仮庁舎新営工事、平成三十年から本庁舎の新営工事を行っているところとございまして、先ほど申し上げた平成二十三年度の当初予算や補正予算によらず、二十四年度以降の特別会計による予算措置を受けることとしたのは、工事期間が複数年度にまたがることなどを考慮したものであるということをお聞きしたいと思ひます。

○階委員 委員長、今のは不規則発言ですよ。やめてください。私は大臣とやりとりしているわけですから……

○葉梨委員長 いや、事実関係として、私、茨城県選出ですけれども……(階委員「いやいや、そんなことを委員長に言う権限はないよ。おかしいよ。おかしいよ。それ、撤回してください」と呼ぶ)実際、地震で全壊したんです。これは後回しになつていたんです……(階委員「そんなことを言う権限はないでしょう。委員長は公正中立な立場です」と呼ぶ)

私どもとしては……(発言する者あり)(階委員「関係ないでしょう、議場整理じや、権限ないですよ」と呼ぶ)後回しになつていたという認識ですけれども、質疑を続けてください。

○階委員 おかしいですよ。ちよつと後で理事会で協議させていただきます。

それで、私、別に、わかつていますよ、茨城だつて被災地だと。そんなこと当たり前ですよ。当たり前だし、これ、一切使つちやだめだとも言つていません。

ただ、大臣の答弁にもありましたけれども、補正予算、あるいは、二十三年度二次、三次補正予算、手当てされていますね。これは、岩手も含まれています。いろいろな、宮城も、あるいは福島も含まれています。これは、二十三年度の当初予算や補正予算全部合わせても、私がきのういた資料によると、十六、七億なんです。ところが、さっき言つたとおり、来年度一年間だけでも二十一億ですよ、水戸だけで。その前も含め

水戸法務総合庁舎新営計画等における要求大臣等

年度	会計の別	事業名	法務大臣	法務副大臣	大臣政務官
H23年度	一般	水戸法務総合庁舎第1別館取壊し工事	千葉 景子 (H21.9.16～H22.9.17)	加藤 公一 (H21.9.18～H22.9.21)	中村 哲治 (H21.9.18～H22.9.21)
H24年度	特会	水戸法務総合庁舎設計業務	江田 五月 (H23.1.14～H23.9.2)	小川 敏夫 (H22.9.21～H23.9.2)	黒岩 宇洋 (H22.9.21～H23.9.2)
H25年度		水戸法務総合庁舎設計業務 水戸地方検察庁仮庁舎建設に伴う埋蔵文化財発掘調査	滝 実 (H24.6.4～H24.10.1)	谷 博之 (H24.6.4～H24.10.2)	松野 信夫 (H24.6.5～H24.12.26)
H26年度		水戸法務総合庁舎設計業務 水戸地方検察庁仮庁舎建設事業に係る埋蔵文化財整理業務 水戸地方検察庁仮庁舎新営工事	谷垣 禎一 (H24.12.26～H26.9.3)	後藤 茂之 (H24.12.27～H25.9.30)	盛山 正仁 (H24.12.27～H25.9.30)
H27年度		水戸法務総合庁舎第2別館部材等移設工事 水戸地方検察庁仮庁舎新営工事	谷垣 禎一 (H24.12.26～H26.9.3)	奥野 信亮 (H25.9.30～H26.9.4)	平口 洋 (H25.9.30～H26.9.4)
H28年度		水戸法務総合庁舎構内整備工事	上川 陽子 (H26.10.21～H27.10.7)	葉梨 康弘 (H26.9.4～H27.10.9)	大塚 拓 (H26.9.4～H27.10.9)
H29年度		水戸法務総合庁舎構内整備工事	金田 勝年 (H28.8.3～H29.8.3)	葉梨 康弘 (H29.8.7～H30.10.4)	井野 俊郎 (H28.8.5～H29.8.7)
H30年度		水戸地方検察庁埋蔵文化財発掘調査整理業務 水戸法務総合庁舎新営工事	上川 陽子 (H29.8.3～H30.10.2)	葉梨 康弘 (H29.8.7～H30.10.4)	山下 貴司 (H29.8.7～H30.10.2)

※括弧内は、法務大臣等在任期間である。
 ※H24年度以降は、建設費の決定が上記のようである。
 ※なお、上記決定に基づいて建替工事が現在まで行われている。(上記決定後の計画変更はない)

て、その後です、このデータが誤りだったというのが発見したのは。

私は、大臣が答弁する前に事務方はしっかりと精査して、正しいものを大臣に上げるべきだと。大臣、なめられているんじゃないですか。どうですか。事務方に対して、それは問題なかったと言えますか。

○山下国務大臣 ます、このデータについては、野党とアライングに提出したというのを確認の上、私も、野党とアライングに提出する資料であるからこそ、しっかりとしたもの野党の先生方にもお出ししているのだからということで、軽信して、野党とアライングで使用した資料を読んだというところでございます。

今後こういうことがないようにしっかりとこの精査をやるようにということをお願いして、改められたところでございますし、だからこそ、改めてこの詳細な報告を受けた後、門山政務官、弁護士でもございます、そうした門山政務官をヘッドに、こういった技能実習生の制度の裏面把握のあり方も含めて、運用についてのプロジェクトチームを立ち上げるよう指示したところでございます。

○階委員 大臣、甘いんですよ。今、野党とアライングにしっかりと出されたはずだと思っております、それを真に受けて答弁したということだということですが、実は野党とアライングの間でも、この取りまとめの結果というのが本当に正しいのか、例の裁量労働の問題とかもありました、野党とアライングの間でも、裏づけとなるものデータを出して、こう言っているわけですよ。

別に我々は、あの一枚の紙を正しいと認識していたわけじゃないんですよ。大臣だけですよ、あれが正しいと考えているのは、甘いんじゃないですか。ガバナンス能力がないんじゃないですか。○薬製委員長 ちよっと、低姿勢で答えて。○山下国務大臣 お答え申し上げます。御指摘はしっかりと真摯に受けとめたいというふうに思っております。

他方で、裁量労働制に関しては、これは他者庁にかかわることなので、コメントを差し控えます。

私は、やはり、国会議員の皆様にもきちんとしたデータを示すことにおいては与党も野党も同じだということだと思います。そして、とりわけ野党の監視には、しっかりと御審議いただくために、しっかりとした資料を出すように、このことは指示をいたしました。なので、野党とアライングでお出ししたということで、これはしっかりと見ているのだからということで軽信してしまっただけのこと、これはもう本当に反省しております。

そして、ただ一方で、個別の聴取票を提出できない理由につきましては、これまでも申し上げていたとおり、ここにはプライバシーの問題、あるいは今後の調査などについて大きな支障を来すおそれがある情報が含まれておるということで、その直接的な御提供については応じかねるということを申し上げておいたところでございます。

○階委員 客観的な事実として、私たちが懸念していたとおり、やはりバックデータ、もとのデータを見たらどうですか、虚偽だったということが発覚したわけですよ。でも、大臣は何の疑いもなく、あの数字を国会答弁で読み上げてきた、議長談話があつたにもかかわらず、統治能力がなさ過ぎると思いませんか。もつと役所を把握して、役所がこういったことがないようにしないと大臣は勝たないということをまず申し上げます。

その上で、これも大事なデータだと思えます、新しい制度が始まった場合に、その外国人労働者の供給源として技能実習生というものが大きな割合を占める、これも午前中から、四割とか五割とかそんな数字が出ています。そうした中で、昨年十一月から技能実習三号という仕組みが始まりました。この一年間で、技能実習二号から三号に移した人数と二号修了者に占めるその割合、このファクトをお答えいただけますか。○山下国務大臣 ます、技能実習三号についてで

ございますが、技能実習三号の在留者数、これは平成三十年六月末現在のおくまで速報値でございますが、千五百八十六人であるということでございます。

○階委員 私が聞いていたのは、この一年間、昨年十一月から新たな三号という制度が始まりました。ちよっと一年たちます。そこで、この一年間で二号から三号に移した総人数と、二号修了者全体に占める割合、このファクトをお聞かせください。

○山下国務大臣 この点につきましては、質問要旨をいただいたのがきのう午後九時ごろでございます。まして、また、これについて、責任ある正確な答弁の観点から、この場で責任あるお答えをできるまでの資料を入手できなかったということでございまして、必要であればまた後日お答えをさせていただきますかと思っております。若千ちよっと時間をいただくことになるかと思っております。

ですから、今申し上げられるのは、三十年六月末現在で、技能実習三号の在留者数が、あくまで速報値ということでございますけれども、千五百八十六名ということでございます。

○階委員 いつその数字は出せるんですか。○山下国務大臣 それにつきましては、きのうの午後九時ごろにいただいた都合でございまして、また、ちよっとその精査にかかる時間等も含めて検討させていただきたいと考えております。

○薬製委員長 どのような内容の資料提供をされたいでしょうか、金曜日。

○階委員 十四業種、金曜日、算定の根拠というのが出てきました。それで、その中で、受入れ見込み数の中で、技能実習を修了して来られる方の数字が出ております。そうした技能実習を修了して出てこられる方が多い業種については、どうやってその数字を出してきたのかという議論をする中で、今現在のファクトとして、二号から三号、この一年間で移った人数とかその割合はどうなっているのかということも十四業種の大平について聞いています。なので、近江室長は、金曜日の段階ではそのことはよく御存じだと思えます。

○山下国務大臣 もちろん、先生は誠意を持って私に質問してくださっていますし、私も、よもやうそをついているとは思いません。先ほどおっしゃったけれども、そんなことは絶対に思いません。私も誠意を持って答えているということは信じていただきたいと思います。

ただ、先ほどのお話を申し上げますけれども、い質問するかわからないけれどもというふうなお話であれば、なかなか我々も準備することが難しい。そして、正式にこの点について聞くというふうな承ったというのがきのうの夜九時でございます。業務時間終了後ということもございまして、そういったことの中で、ちよっとお時間をいただきたいということで、誠意を持って……(階委員)いつまでですかと呼ぶ今ここで、事務方、あるいは政府参考人として指名もされていない中で無責任な答えはできないと思っております。これは若干のお時間をいただきたいというふうに思えます。

○薬製委員長 山下法務大臣、ちよっと、私の職権でもあるんですよ。実は、きのうの勤務時間終了後にきのうの委員会を立てたものから、階委員が九時だったというのが責めになるわけではありませぬ。